◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　首都圏中央連絡自動車道
関口橋（鋼上部工）工事

⑶　工事場所　自）神奈川県厚木市関口
至）神奈川県厚木市関口

⑷　工事内容　本工事は、本線橋（１ヶ所―延長289m）及び歩道橋（１ヶ所―延長112m）の総重量3,000ｔの鋼上部工工事である。

⑸　工事概算数量
延長　本線橋（上り線）　１ヶ所―289m
本線橋（下り線）　１ヶ所―289m
歩道橋　１ヶ所―112m
幅員　本線橋（上り線）　10.54m～16.41m
本線橋（下り線）　10.54m～14.17m
歩道橋　2.00m
型式　鋼５径間連続ラーメン箱桁
鋼５径間連続ラーメン箱桁
鋼２径間連続鈑桁
鋼製橋脚　４基
鋼重　約3,000ｔ

⑹　工期　契約締結の翌日から900日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約4,000㎥
鉄筋　約200ｔ
型わく　約1,500㎡
鋼材　約3,000ｔ
合成床版　約7,300㎡

⑻　本工事は、申請時に設計図書に参考として示した図面及び仕様書において品質・出来形・安全・工程等に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の試行工事である。この場合、落札者の提示した価格について確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

技術提案とは、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び品質確保、出来形管理、安全確保、工程計画等を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。

⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　単体の場合、鋼橋上部工工事において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上ある者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

特定建設工事共同企業体の場合、鋼橋上部工工事において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又はこの条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者（下記ａ）、下記ｂ）及び下記ｃ）を必要とする。）
ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作
ｂ）クレーンベント架設工法により架設した最大支間長55m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
ｃ）鋼上部工又は鋼橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外（下記ａ）、下記ｂ）及び下記ｃ）を必要とする。）
ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作
ｂ）クレーンベント架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事
ｃ）鋼上部工又は鋼橋脚で突合せによる現場溶接をした工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験
現場代理人又は専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（特定建設工事共同企業体を構成する場合は全構成員のうち１名以上）が平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。各工種の経験者を複数名配置しても良い。（下記ａ）、下記ｂ）及び下記ｃ）を必要とする。）
ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作
ｂ）クレーンベント架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事
ｃ）鋼上部工又は鋼橋脚で突合せによる現場溶接をした工事
（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㈠　設計管理技術者は、設計業務等にあたり、下記に定める業務経験のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本語の通訳が確保できれば可）でなければならない。
ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］
ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。
ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）